

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針

(平成25年5月16日農林水産省告示第1602号)

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第1項及び農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第2条の規定に基づき、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を次のように定めたので、同法第5条の2第5項の規定に基づき公表する。

農林水産大臣 林 芳正

我が国の農業の機械化については、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)等における試験研究及びその成果の実用化を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところである。

一方、我が国の農林水産業・農山漁村は、農業生産額の減少や担い手の高齢化など多くの課題が山積しており、農業の生産性向上・競争力強化等体質強化への取組促進は喫緊の課題となっている。

このような中で、我が国農業が食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていくように、意欲ある農業者が経営発展に取り組んでいくためには、高度な情報通信技術や産業機械技術、環境制御等の先端技術を活用した農畜産物の低コスト生産技術体系の確立や、消費者のニーズ等に則した環境にやさしい栽培方法による農畜産物の供給に向けた取組の推進のため、農業機械化のなお一層の促進が急務となっている。また、農業機械化を促進するに当たっては、農業者自身が安全に作業を実施できるよう、農業機械の安全性向上を図ることが重要な課題となっている。

こうした現状を踏まえ、農業の体質強化に資する農作業の省力化・低コスト化、環境にやさしい栽培方法による農畜産物の提供及び農業者の安全な農作業の実施等を可能とする高性能農業機械を開発するとともに、その実用化を促進し、農業者等が効果的に導入することにより、我が国農業の構造改革の加速化に資するよう所要の措置を講ずることとした。

以上の考えに立脚して、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めるものとする。

第1 研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

1 高性能農業機械の開発方針

研究機構が行う高性能農業機械の開発は、政策の方向性や生産現場等の開発ニーズ、生産される農畜産物の品質・需要動向に則しつつ、我が国農業の発展に資するよう、次の開発方針に基づき実施する。

- (1) 農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械

一層の高性能化や未機械化分野の新たな機械の開発、農業機械の低コスト化等による農業経営のコスト低減、規模拡大等による体質強化に資する高性能農業機械

- (2) 消費者ニーズ等に則した安全で環境にやさしい農業の確立に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等による消費者ニーズ等に則した農畜産物生産の推進に資する高性能農業機械

- (3) 農作業の安全性向上に資する機械

農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械

2 試験研究の対象とすべき高性能農業機械及びその目標

- (1) 農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械

ア いちごパック詰めロボット

ロボット技術によるいちごの自動パック詰め

イ 落花生収穫機

落花生収穫作業の機械化による効率的な掘取・反転

ウ トラクタ一直線作業補助装置

トラクターの直線作業の補助装置による高精度化

エ 中山間地域対応型栽培管理ビークル

作業車による傾斜地、小区画ほ場における栽培管理の省力化

オ 送風補助式静電防除機

施設内において送風補助を用いた薬液散布による高精度な自動防除

カ 茶栽培用資材被覆・除去装置

作業機による効率的な遮光資材の被覆・除去

- (2) 消費者ニーズ等に則した安全で環境にやさしい農業の確立に資する機械

ア 高能率水稻等種子消毒装置

過熱水蒸気を利用した高能率な種子消毒

イ ブームスプレーヤのブーム振動制御装置

ブームの上下・前後方向の振動抑制による農薬の高精度かつ高効率な散布

ウ 高能率水田用除草装置

作業車の前方等に装着する作業機による高能率かつ高精度な除草

エ 微生物環境制御型脱臭システム

悪臭負荷の変動を低減・平準化して微生物環境を制御

(3) 農作業の安全性向上に資する機械

ア 乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置

片ブレーキの適切な連結による安全な作業

イ 自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置

手こぎ時のまき込まれ防止による安全な作業

3 試験研究の実施方法

(1) 委託研究及び共同研究の実施

研究機構は、2の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとし、開始後3年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。

(2) 研究推進体制の整備

研究機構は、研究開発体制を整備するとともに、独立行政法人等の研究機関、当該開発機に係る農畜産物の主産地の都道府県等と連携協力して研究開発を推進するものとする。

第2 高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

1 高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械

研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象となった高性能農業機械のうち、研究機構の理事長から農林水産大臣に対し、試験研究が完了し、高性能農業機械実用化促進事業の対象とすることが適當である旨の報告があったもの。

2 高性能農業機械実用化促進事業の目標

農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減及び農業経営の改善に資する観点から、高性能農業機械実用化促進事業の対象とされた高性能農業機械の実用化の促進及び農業者等への安定的な導入を図る。

3 高性能農業機械実用化促進事業の実施方法

(1) 事業の内容

新たに開発された高性能農業機械の実用化を促進するため、次の事業を行う。

ア 技術確立事業

(ア) 機械化栽培様式の標準化に関する調査

(イ) 高性能農業機械の普及並びにその部品の共通化及び汎用化に関する調査

イ 設備提供事業

(ア) 高性能農業機械及びその製造に用いられる金型等基本的機材の設計

(イ) (ア)の基本的機材の農業機械の製造業者に対する提供

ウ 情報提供事業

機械化栽培マニュアルその他ア及びイの事業に係る情報の提供

(2) 事業計画の作成

高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者は、事業の適正かつ効率的な実施のため事業の内容、実施時期及び資金の調達方法等についての計画を作成するものとする。

第3 特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

1 特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じた効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標とする。

2 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件

特定高性能農業機械の導入は、その種類ごとに（1）及び（2）に掲げる条件を備え、又は備える見込みがあるときに行うものとする。

（1）特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な共通の条件

ア 購入又はリースにより導入する場合は、別表の特定高性能農業機械の種類ごとに、それぞれの大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること。また、レンタルにより導入する場合は、作業面積等が、特定高性能農業機械の種類ごとの大きさ及び利用規模の下限に応じて別記により算出した1日当たり作業可能面積等以上であること。

イ 特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること。

ウ 主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。

（2）特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な種類ごとの条件

ア 車輪式の乗用型トラクターであって、その原動機の連続定格出力が25馬力以上のもの（以下「トラクター」という。）

（ア）ほ場条件

トラクターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

（イ）関連機械施設条件

トラクターの大きさに対応して、作物の種類、機械化栽培様式、ほ場条件等に応じた利用効率の高い作業機と組み合わせて使用すること。

イ 乗用型田植機

(ア) ほ場条件

- a 乗用型田植機の作業が可能な程度の硬度を有する耕盤が形成されていること。
- b 乗用型田植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

ウ 水田用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

水田用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

区画ごとに作物の条間及び生育が齊一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

- a 苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。
- b 水田用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

エ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分30リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分20リットル以上のスピードスプレヤー(以下「防除用動力散布機」という。)

(ア) ほ場条件

防除用動力散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

区画ごとに作物の種類及び生育が齊一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

- a 防除用動力散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか又は給水車が準備されていること。
- b 動力噴霧機にあっては、これを装着できるトラクターと組合わせて利用できること。

オ コンバインであって、その刃幅が0.8メートル以上のもの(以下「コンバイン」という。)

(ア) ほ場条件

コンバインの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

作物を倒伏させない栽培管理を行うこと。

(ウ) 関連機械施設条件

a 収穫物を速やかに乾燥施設まで運搬できるよう、運搬車又は運搬用具がコンバインの能力に合わせて準備されていること。

b コンバインの収穫量に見合った適正な規模の乾燥機又は乾燥施設が整備されていること。

カ 畑作物用の収穫機（コンバイン及びいも類用の乗用型収穫機を除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が1メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター（以下「ハーベスター」という。）

(ア) ほ場条件

ハーベスターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b ハーベスターの走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

a 収穫作業を円滑に実施できるよう、前処理用の機械及び運搬車がハーベスターの能力に合わせて準備されていること。

b 収穫物の荷受体制が整備されていること。

キ いも類用の乗用型収穫機

(ア) ほ場条件

いも類用の乗用型収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 乗用型収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

収穫物の荷受体制が整備されていること。

ク 野菜接ぎ木ロボット

(ア) 関連機械施設条件

a 接ぎ木株数に見合った規模で、適正な光、温度及び湿度条件を保持できる順化施設が整備されていること。

b 野菜接ぎ木ロボットを設置する施設は、床面は平らであって、野菜接ぎ木ロボット及び植付けポット自動搬送装置等の関連装置を設置するのに十分な強度を有するとともに、接ぎ木する穂木及び台木の苗箱を置くのに十分な広さを有すること。

ヶ 野菜用の乗用型全自動移植機

(ア) ほ場条件

野菜用の乗用型全自動移植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

コ 野菜用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

野菜用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 作業機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

野菜用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

サ キャベツ用の収穫機、だいこん用の収穫機、にんじん用の収穫機、ねぎ用の収穫機、はくさい用の収穫機及びほうれんそう用の収穫機（それぞれ自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

シ 飼料作物用の収穫機（自走式のものに限る。）であって、稲、とうもろこし及び牧草の収穫が可能なもの

(ア) ほ場条件

収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

a 収穫作業を円滑に実施できるよう、運搬車又は運搬用機具が収穫機の能力に合わせて準備されていること。

b 収穫物の荷受体制が整備されていること。

第4 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

1 高性能農業機械等の開発及び実用化の促進に関する事項

(1) 高性能農業機械等の開発に当たっては、政策の方向性や生産現場のニーズ、対象農畜産物の需要動向等を踏まえて開発対象機種を選定するとともに、研究開発期間中においても農業者、都道府県行政、普及部局及び試験場等の生産現場の意見等を踏まえ、研究開発を行うものとする。

その際、機械の安全性の確保並びに女性及び高齢者を含む機械を操作する者が扱いやすい操作性の確保等にも配慮する。

また、植物工場やICT（情報通信技術）の活用等新たな生産システムへの対応を図るため、育種や栽培等の研究分野との一層の連携や、高度な情報通信技術や産業機械技術等農業以外の異なる分野との連携強化を図るものとする。

(2) 高性能農業機械実用化促進事業の実施に当たっては、一層の普及を図る観点から、機械化栽培様式の標準化や部品の共有化・汎用化、複数の企業による供給体制の確保等を推進するとともに、適切な利用方法の周知による安全性の確保に配慮するものとする。

2 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

(1) 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

地域に新たに導入される機械の操作及び整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用を図るよう、次の事項を推進するものとする。

ア 研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施

イ 技能認定を受けたオペレーターの活用

ウ 農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供

(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

生産コストを縮減するため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、以下の事項について留意するものとする。

ア 農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践

イ 地域の担い手等への農地や作業等の集積促進による農業機械の効率的な利用体制の構築

ウ 作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた農業機械の稼働日数の確保

3 農作業の安全性の確保に関する事項

農作業事故を防止するため、農業機械の利用に関する安全性の確保を徹底することとし、次の事項を推進するものとする。

(1) 型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれらの機械の適正な利用及び管理

(2) 地域の実情に応じた農業者及び関係者の一体的な農作業安全推進体制の構築

(3) 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び速やかな危険箇所の改修の実施

- (4) 女性及び高齢農業者を含む地域の農業者による、地域の実情に応じた機械作業の役割分担の明確化
- (5) 個々の農業者の農作業安全に係る知識及び機械操作技術のレベル並びに農作業事故の発生状況等に応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発
- (6) 道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知徹底

4 流通体制の整備に関する事項

農業者が、その農業経営の改善のため、経営状況に応じて農業機械を適切に導入し、導入後のアフターケアを受けられるようになるとともに、導入後の農業機械の有効利用が図られるよう、次の事項を推進するものとする。

- (1) 装備、機能等を絞った廉価な農業機械をはじめ、農業経営の規模に応じた農業機械の選択に資する情報の提供
- (2) 生産コストの縮減等の観点を踏まえたリース方式、レンタル方式等の多様な導入方式の活用
- (3) 中古農業機械の流通に関する情報提供、中古農業機械を整備する者の養成及び中古農業機械の評価に関する研修の実施
- (4) 長期にわたる補修部品の安定供給の指導、農業機械修理整備施設の適切な整備及び農閑期の定期点検の実施

5 植物工場やＩＣＴ（情報通信技術）の活用等の新たな生産システムへの対応に関する事項

気象条件に関わらず安定的に農産物の生産が可能となる植物工場やＩＣＴの活用等の新たな生産システムの実用化が進展しつつある。このような新たな生産システムに適合した農業機械及び資材等の開発並びに開発された農業機械及び資材等を含む総合的な生産システムの普及を円滑に推進するため、当該生産システムの対象となる農産物の品質、需要動向等を踏まえるとともに、関連する研究分野等との一層の連携促進を図りつつ、次の事項を推進するものとする。

- (1) 高度環境制御栽培施設並びにその作業体系に適応した農業機械、資材及び施設の開発及び導入支援
- (2) 生産コストを低減させるためのシステム開発及び標準化
- (3) 新たな生産システムに適合した農業機械及び資材等や栽培方法に関する専門知識を有する人材の育成

別表

1 トラクターの大きさに対応した利用規模の下限

類別	トラクターの大きさ	利用規模の下限	
		田	畠
I	30 P S 級	10ha	10ha
II	40 P S 級及び50 P S 級	15ha	15ha
III	60 P S 級、70 P S 級及び80 P S 級	20ha	25ha
IV	90 P S 級以上	—	30ha

2 乗用型田植機の大きさに対応した利用規模の下限

類別	田植機の大きさ	利用規模の下限
I	植付条数 4 ~ 5 条	7 ha
II	植付条数 6 条	10ha
III	植付条数 8 条	15ha
IV	植付条数10条	20ha

3 水田用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	水田用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
田植・防除 ・施肥兼用	植付条数 6 条以上 薬液吐出し量 3 ℥/分以上 有効散布幅 5 m以上	10ha

4 防除用動力散布機の大きさに対応した利用規模の下限

(1) 動力噴霧機

類別	動力噴霧機の大きさ	利用規模の下限	備考(主な利用ノズル)
I	薬液吐出し量 30ℓ/分以上 55ℓ/分未満 有効散布幅15m級未満	10ha	ブームノズル又は到達距離の短いけい畔散布ノズル
II	薬液吐出し量 55ℓ/分以上100ℓ/分未満 有効散布幅15m級以上	20ha	ブームノズル又はけい畔散布ノズル
III	薬液吐出し量 100ℓ/分以上200ℓ/分未満 有効散布幅15m級以上	30ha	ブームノズル又はけい畔散布ノズル
IV	薬液吐出し量 200ℓ/分以上 有効散布幅15m級以上	40ha	ブームノズル

(2) スピードスプレヤー

類別	スピードスプレヤーの大きさ	利用規模の下限
I	薬液吐出し量20ℓ/分以上50ℓ/分未満	5 ha
II	薬液吐出し量50ℓ/分以上70ℓ/分未満	10ha
III	薬液吐出し量70ℓ/分以上100ℓ/分未満	15ha
IV	薬液吐出し量100ℓ/分以上	20ha

5 コンバインの大きさに対応した利用規模の下限

類別	形式	コンバイン の大きさ	利 用 規 模 の 下 限					備 考
			水 稲	麦	大 豆	そ ば	は と む ぎ	
I	自脱型	刃幅 0.8m以上 1.2m未満	10ha	10ha	—	—	—	
II	自脱型	刃幅 1.2m以上 1.6m未満	15ha	15ha	—	—	—	
III	自脱型	刃幅 1.6m以上	20ha	20ha	—	—	—	
IV	普通型	刃幅 0.8m以上 2.5m未満	25ha	30ha	16ha (10ha)	16ha (10ha)	16ha (10ha)	()内は水稻又 は麦で導入した コンバインを大 豆、そば又はは とむぎの収穫に 活用する場合の 値
V	普通型	刃幅 2.5m以上	30ha	40ha	30ha (20ha)	30ha (20ha)	30ha (20ha)	

6 ハーベスターの大きさに対応した利用規模の下限

(1) フォーレージハーベスター

種別	フォーレージハーベスターの大きさ	利 用 規 �模 の 下 限	備考 (走行方式)
I	刃幅1.0m以上1.2m未満	10ha	直装式又は半直装式
II	刃幅1.2m以上1.5m未満	15ha	けん引式、直装式又 は半直装式
III	刃幅1.5m以上	30ha	けん引式又は直装式
IV	刃幅2.1m以上	130ha	乗用型

(2) ポテトハーベスター

類別	ポテトハーベスターの大きさ	利用規模の下限	備考
I	タンク容量1,000kg未満	15ha	けん引式又は乗用型
II	タンク容量1,000kg以上	20ha (15ha)	けん引式又は乗用型 ()内は食用ばれい しょの場合

(3) ビートハーベスター

類別	ビートハーベスターの大きさ	利用規模 の下限	備考	
			掘り取り条数	走行方式
I	タンク容量1,000kg以上	20ha	1	けん引式
II	タンク容量2,000kg以上	50ha	2	けん引式
III	タンク容量2,000kg以上	70ha	2	乗用型

(4) ビーンハーベスター

類別	ビーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限
I	刈取り条数1条	15ha
II	刈取り条数2条	25ha

(5) ケーンハーベスター

類別	形式	ケーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限
I	全茎式	原動機の連続定格出力50 PS以上	15ha
II	さい断式	原動機の連続定格出力100 PS未満	15ha
III	さい断式	原動機の連続定格出力100 PS以上	30ha

7 いも類用の乗用型収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	いも類用の乗用型収穫機 の大きさ	利用規模の下限		
		ばれいしょ	かんしょ	さといも
乗用・ 自走式	タンク容量600kg以上	10ha	10ha	5 ha

8 野菜接ぎ木ロボットの大きさに対応した利用規模の下限

形式	野菜接ぎ木ロボットの大きさ	利用規模の下限	備 考
半自動式	接ぎ木能率900株/時級	年間接ぎ木株数 226,800(131,040)株	()は植付けポ ット自動搬送装 置を併用しない 場合
全自動式	接ぎ木能率800株/時級	年間接ぎ木株数 201,600(134,400)株	

9 野菜用の乗用型全自動移植機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用の乗用型全自動移植機の大きさ	利用規模の下限
乗用型全自動式	移植条数 2 条	5 ha

1 0 野菜用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
中耕・培土・施肥・防除兼用	中耕・培土条数 3 条以上 薬液吐出し量 15ℓ/分以上 有効散布幅 8 m 以上	6 ha

1 1 キャベツ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	キャベツ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	5 ha

1 2 だいこん用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	だいこん用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	8 ha

1 3 にんじん用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	にんじん用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	3 ha
自走式	収穫条数 2 条	5 ha

1 4 ねぎ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	ねぎ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	3 ha

1 5 はくさい用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	はくさい用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	6 ha

1 6 ほうれんそう用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	ほうれんそう用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	刃幅1.3m以上	5 ha

1 7 飼料作物用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	飼料作物用の収穫機の大きさ	利用規模の下限		
		稲	とうもろこし	牧草
自走式	全幅 2 m以上 全高3.5m以上 重量 5 t以上	20ha	20ha	15ha

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、作業能率と経済性を基準として算出した面積等である。

別記

$$\text{1 日の作業時間} \times \text{実作業率}$$

$$1 \text{ 日当たり作業可能面積等} = \frac{\text{1 日の作業時間} \times \text{実作業率}}{\text{作業能率}}$$

注 1 実作業率は、1日の作業時間のうちほ場等内作業時間の割合である。

2 作業能率は、1ha当たりの必要作業時間である。